

設立趣旨書

特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 設立趣旨書

1. 趣旨

(1) 医療情報連携の意義

我が国は世界の最長寿国の一つとなり、まことに喜ばしいことであります。人々の最大の関心事は健康であるとき、医療に対する期待はますます大きなものとなっています。しかし、高齢化の急速な進行による疾病の量的・質的な変化は著しく、限られた医療資源でいかに対処するか、また滋賀県全体としていずれの地であれ適切な医療を届けるにはどうすればよいか、さらに人々の価値観や生き方に関する意識の変化などにより、将来の医療のあり方には多くの課題が山積状態です。人々が将来において望ましいとする姿は、日々健康的に生活し住み慣れたところで安心して老いることとするなら、その目標の達成には適切な医療福祉が必要不可欠かつ急務と言ってよいでしょう。

急速に進む超高齢少子社会にあって医療福祉に求められる視点としては、がんを筆頭に脳梗塞や心筋梗塞などに対する高度医療の需要は今後ますます高くなり、これを広域的かつ効率的に運用するシステムが必要です。また、高齢者には地域医療を主体としながら適時必要となる病院医療と連携するシステムが必要です。さらに今後は、疾病の治療から疾病予防へと向かうことが必要でありましょう。このような観点に共通して最も有効かつ有用な方策は、医療情報システムの活用と考えられます。

この「情報連携」の仕組みを医療機関間の情報活用手段にのみとどめることなく、介護・福祉分野等で利用可能とすることにより、在宅医療・介護までを視野に入れ、県民がめざす健康的な生活を支える包括的で機能的な医療情報連携ネットワークを構築することが必要と結論づけました。

(2) 当法人の目的

このたび設立する特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会(以下、「当法人」)は、滋賀県全域において、医療・介護・福祉等の関連諸機関が相互に医療情報等を活用できる環境を実現するため、医療情報連携ネットワークシステムの基盤整備及び運用を主たる事業とし、全県にわたる機能的かつ安全な医療連携体制の構築に取り組みます。当法人の事業は、全ての県民がその居住地にかかわらず適切な保健医療サービスを受用できる医療・介護・福祉の実現に寄与することを目的とします。

(3) 法人設立の必要性

当法人のおこなう事業は県民全体の福利向上を目指しており、より多くの医療従事者・周辺関係者の理解と参画、並びに県民各層の幅広い支援によって支えられることが望ましく、かつ、医療という極めて公益性の高い分野における事業に適した組織体制での運営が求められます。一方で、構築した医療情報連携ネットワーク基盤を将来にわたって維持・継続運用していくためには、責任の所在が明確な法人格を有する組織が事業の運営主体となる必要があります。さらに、当法人が今後、県民全体の利益に寄与する各種の事業を実施するに際しては、公正かつ透明性の高い運営をおこなう法人として社会的信用を得ながら、滋賀県をはじめとする行政や各種公的組織と連携・協働していくことも不可欠となります。このような事情から、特定非営利活動法人を設立することを選択いたしました。

なお、当法人の事業が医療情報を取り扱うという特殊性から、当法人の目的を達成するための意思決定や組織運営においては、機微な個人情報の保護をはじめとする専門的見地からの対応が構成員に求められます。そのため、当法人への正会員(特定非営利活動促進法上の社員)としての加入は、医療、保健、介護、福祉等の関係者に限らせていただきますことをご理解下さい。

皆様のご支援と幅広いご参加をお願い申し上げます。

2. 申請に至るまでの経過

国の施策に基づき滋賀県において推進されてきた地域医療再生計画の取り組みの一環として、平成24年2月より、県内各地域の拠点病院、医師会、保健所等の医療関係者による意見交換及び調整の場である「滋賀県医療情報連携ネットワーク整備検討会議」(以下、「検討会議」)が設置され、全県レベルでのICT(情報通信技術)を活用した医療情報連携のあり方について具体的な議論が進められてきました。

その一連の議論の成果として、県全体の医療情報連携ネットワーク基盤を構築し、将来にわたり継続的に運用していくためには、公益性が高く信頼性のある持続可能な法人組織を設置して、明確な管理責任体制の下に事業を運営する必要があるとの共通認識が得られました。

そこでこのたび、検討会議を発展的に解消する形で当法人の設立を発起し、設立の認証を申請するに至った次第です。

平成25年7月16日

特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会